

小規模保育事業重要事項説明書

(2025年4月1日現在)

この重要事項説明書は、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを文書により説明するものです。

1. 事業者

法人名称	一般社団法人 子育て園 ぽかぽか
法人所在地	兵庫県西宮市瓦林町6-14
代表者氏名	代表理事 佐藤知子
電話番号	0798-20-4057
FAX番号	0798-20-4057
法人認許年月日	2013年2月18日

2. 事業所の概要

設立年月日	2003年11月
種類	小規模保育事業
目的	保育所保育指針に基づき、こどもひとりひとりが心身ともに健全に成長できるよう、保護者に寄り添いながら、共にこどもの健康や安全、発達を守り、地域と交流しながら保育していくことを目的とする。
名称	小規模保育施設 つくし園
管理者名	斉藤 律子
保育代表者	杉山 由美
所在地	兵庫県西宮市瓦林町6-14
主たる対象者	保育を必要とする乳幼児（6か月～2歳）
法人理念	共に生きる ①誰もが必要とされ 認められて生きる場 ②発育の困難や個性を理解し 共に生きる場 ③こどもを中心に世代を超えて 集う場
事業所運営方針	こどもの健全な成長を第一に、常によりよい環境づくりを目指し、ご家庭との結びつきを大切にします。 実施に当たっては地域との交流を大切にし、西宮市、他の保育所や家庭的保育施設等関係機関との連携に努めます。
電話番号	0798-20-4057
FAX番号	0798-20-4057
認可年月日	2015年4月1日

3. 施設・設備等の概要

(1) 施設

施設	構造	木造 2階建て
	延床面積	62.11 m ²

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	1室	
遊戯室	なし	
調理室	1室	
トイレ	2室	こども用 1、大人用 1
その他	1室	おもちゃ・絵本の部屋
設備の種類		一般住宅
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場 61.60 m ² （代替場所 二見公園）

4. 職員の体制

職種	人数	区分	指定基準	勤務体制
管理者	1人	常勤	1人	日勤
保育代表者 保育士	1人 3人	常勤 常勤・非常勤	3人	シフト制（7:30～18:30）
調理師、調理補佐	2人	常勤・非常勤	定めなし	日勤・シフト
事務員	1人	非常勤	定めなし	シフト
嘱託医	1人	非常勤	1人	年2回の健診
嘱託歯科医	1人	非常勤	1人	年1回の検診

5. 開所時間と利用定員

開所曜日	月火水木金土但し国民の祝日及び年末年始 12月29日～1月3日を除く)
開所時間	○7:30～18:30 の範囲で保護者の勤務時間等により設定 *但し、勤務休日利用は、8:30～16:30 の範囲とする
利用定員	12人（0歳児2人、1歳児5人、2歳児5人）

6. 利用料金

(1) 保育料等

①保育料は、西宮市により、世帯にかかる市民税額とお子さまの年度当初の年齢によって決定されます。

*世帯構成に変更があった場合（婚姻・離婚等）は、必ず西宮市へ届け出てください。

②保育料以外に別途加算金額が必要な場合

・延長料金 延長保育は原則行いませんが、万一お迎えに遅れられた場合、延長料金を請求します。

(2) 利用料金の支払い方法

保育料金等の決定した利用料金の支払いは、当月 10 日迄にお振込みください。

その他、別途加算金が必要となった場合は、翌月の支払い時に加算して請求します。

(3) 在籍の中止、変更について

(a) 保育料金等はひと月ごとにまとめてお支払いいただきます。

月の途中で入退所した場合、前項に掲げた利用者負担額については、在籍日数に応じ日割り計算で算定（10 円未満切り捨て）します。

(b) 以下の事由に該当する場合は保育時間中でもお迎えをお願いさせていただくことがあります。

①保育中に体調が悪くなった場合

②災害など、保育を継続できない事象があった場合

上記の場合、ご家族に連絡の上適切に対応します。

(c) お子さんが他者に感染する疾病であることを医師が判断した場合、保育は実施できません。

登園前には登園許可書の提出が必要になります。

7. 虐待防止のための措置

(1) こどもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、防止や人権に関する啓発のため職員研修の実施。児童虐待防止に必要な措置を講じます。

(2) 虐待であるかどうかに関わらず、こどもに心配なケガやあざがあった場合には保育所として法律に基づいて市に通報する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、保育所ではありません）

8. 意見・要望・苦情の申し立て先

苦情相談担当窓口	受付担当者： 杉山 由美 受付時間：月～土曜日 9：00－17：00 電話番号：0798－20－4057 解決責任者：代表理事 佐藤知子 第三者委員：天野法律事務所 天野陽子弁護士
	その他 各市町村福祉係窓口：保育入所課 電話番号：0798-35-3160

9. 嘱託医療機関

嘱託医療機関は年に2回の定期健診と、入園時の健康診断、その他、こどもの健康管理及び、感染症対策等に関する指導、助言をいただきます。嘱託歯科医については、年1回の歯科健診にて指導、助言

をいただきます。ただし、個人的に優先的な診療・治療を保証するものではありません。

医療機関	きむら内科・内視鏡クリニック
所在地	西宮市瓦林町1-21 KBクリニックビル1階
電話番号	(0798) 67-8881

医療機関	吉田歯科医院
所在地	西宮市瓦林町1-24
電話番号	(0798) 68-3515

10. 非常時災害時の対策

非常時の対応	非常災害に対する具体的計画を立てると共に、非常災害に備えるため、定期的な防災訓練等を行います。
防災訓練	月1回防災教育及び訓練を実施しますのでご協力ください。
防災設備	消火器具、煙探知機（火災監視サービス付き）を設置しています。
防犯設備	防犯カメラ、駆けつけサービス付きセキュリティシステム導入しています。

- ・特別警報発令、災害状況（ライフライン被害等）、感染症処置（消毒）など、やむを得ない事由により休園する場合があります。

11. 重要事項の説明確認

当一般社団法人子育て園ぽかぽかは、_____様に対する小規模保育事業にあたり、上記のとおり重要事項について説明しました。

年 月 日

事業所 住所 兵庫県西宮市瓦林町6-14
名称 小規模保育施設 つくし園
説明者 氏名 _____ 印

私は本書面にもとづいて、小規模保育施設 つくし園の職員_____から上記のとおり重要事項について説明を受けました。

年 月 日

利用者 氏名 _____

扶養義務者 住所 _____
氏名 _____ 印
続柄 _____